

# 第4章 鹿島市DV対策基本計画

## DVのない社会の実現をめざす

### — DVを予防し被害者支援の施策充実 —

1. 基本目標
2. 策定の趣旨
3. これまでの経過
4. 計画の性格と位置付け
5. 計画の期間
6. 計画策定の視点
7. 重点目標
  - (1) 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と情報提供
  - (2) DV被害者発見のための連携や相談体制の充実
  - (3) DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり

# 鹿島市DV対策基本計画

## 1. 基本目標

DVのない社会の実現をめざす

— DVを予防し、被害者支援の施策充実 —

## 2. 策定の趣旨

ドメスティック・バイオレンス（配偶者及び交際相手等からの身体的・心理的・性的暴力等。以下、「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害で、決して見過ごすことはできません。

こういった行為は、多くが家庭内で行われるため、外部の目に触れにくく、潜在化し、加害者に罪の意識が薄いという傾向があるために、暴力がエスカレートし、長期化、深刻化してしまうという特性があります。

内閣府が平成23年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、配偶者からの被害経験では、約4人に1人が、身体的、心理的、性的暴力のいずれかを一度は受けた経験があるとしています。女性の被害経験では、約3人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けているとの結果となっています。

平成13（2001）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定以後、DVの防止と被害者の支援にむけてさまざまな取り組みが進められていますが、被害を受けた女性の約4割は「どこにも相談していない」との結果となっています。

DVは、被害者やその子ども達の心身に深い傷を残し、社会全体にも深刻な悪影響を及ぼすものです。また、DVの被害者の多くは女性であり、その背景には、性別による固定的な役割分担意識や暴力を容認する意識があり、それは被害者の個人尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

また、暴力による恐怖感や無力感等から暴力を受けている現状を受忍している場合が多く、公的機関に相談する人の割合が非常に少ない状況です。

更に近年は、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も問題となっています。

これらのことから、鹿島市においても、これまで以上に配偶者や交際相手等からの暴力の防止や被害者の保護、自立支援を総合的・計画的に推進してまいります。

### 3. これまでの経過

#### (1) DV防止法の制定

国においては、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年4月13日法律第31号 以下、「DV防止法」という。)が平成13年4月に公布、平成13年10月に一部施行、平成14年4月から全面施行されました。

長い間、家庭の中の問題、個人の問題とされてきた配偶者に対する暴力が、犯罪であり、人権侵害であると位置づけられました。被害者への救済及び支援の道筋がつけられ、DVの防止と被害者の保護は国や地方公共団体の責務であると明示されました。

#### (2) 行政(国・県・市町村)の責務

平成16年の法改正では、DVの定義に「心身に有害な影響を及ぼす言動」を追加、保護命令対象に被害者の子どもも含めるとともに、国における基本方針の策定及び都道府県の基本計画の策定が義務づけられました。

さらに平成19年の法改正では、脅迫を受けた被害者の保護や、被害者への電話、電子メールの禁止など保護命令制度を拡充、市町村に対して、支援センターを努力義務とすることが盛り込まれ、平成20年1月施行されています。また、都道府県のみ義務づけられていた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定を、市町村の努力義務とすることが定められました。

さらに、平成25年の法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となり、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められました。

#### (3) 鹿島市の取り組み

鹿島市においても、被害者やその子ども達への精神的支援のための施策や、若年層への予防教育及び、昨今問題となっているデートDV(交際相手からの暴力)に対する意識啓発施策等、この趣旨に基づく諸施策の推進を通じて、人権尊重に対する意識を社会に浸透させ、男女共同参画社会の実現に向け、女性に対するあらゆる暴力を許さないまちづくりに努めていきます。

### 4. 計画の性格と位置付け

(1) 本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。

(2) 本計画は、DV防止法第2条の2第1項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」や、同法第2条の3第1項に定める「佐賀県DV被害者支援基本計画」の内容を勘案したものです。

(3) 鹿島市においては、今回、改訂を行う「第2次鹿島市男女共同参画行動計画（男女共同参画プラン）—女性（ひと）と男性（ひと）が輝く鹿島をめざして—」の新しい項目（5本の柱のひとつ）として「鹿島市DV対策基本計画」を定めるものです。

(4) この計画は、市福祉事務所、生涯学習課、人権・同和対策課など庁内関係部署が連携を強化し、外部の関係機関とも協力して確実な実施を図っていくものです。

(5) 市民の皆さまには、この計画の推進についての理解と協力を期待するものです。

## 5. 計画の期間

この計画は、平成27年度（2015）から平成31年度（2019）までの5年間を計画期間とします。

ただし、法律及び国の基本方針や県の基本計画が大きく見直された場合、あるいは新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、社会情勢の変化等に応じて、必要があれば内容の見直しを行います。

## 6. 計画策定の視点

(1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、決して許されるものではないという認識のもと、本計画では、「DV防止・予防」と「被害者支援」に重点を置き構成します。

(2) DV防止・要望や被害者支援の施策の推進にあたり、庁内関係部署の連携強化、県や関係機関及び民間団体等との相互連携・協働は不可欠です。

(3) DVが行われている家庭の親族、特に子どもも被害者です。

(4) DV被害の実態を十分に理解し、被害者の立場に立ち、被害者の意思を尊重し、安全・安心な生活を営むことができるように、切れ目のない支援に取り組みます。

### (参考)

#### ※「DV防止法」とは

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の略称。

夫（妻）や恋人による暴力から被害者を保護することを目的とした法律。男性・女性の別は問わず、被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができ、それに違反した加害者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

平成13年（2001）4月成立。平成16年（2004）12月、平成20年（2008）1月に、改正DV防止法が施行され、保護命令の対象が拡大された。「配偶者暴力防止法」ともいう。

## 7. 重点目標

### 重点目標（1）

#### 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と情報提供

##### 【現状と課題】

DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、暴力の問題に関する認識は高まりつつあります。市民一人ひとりが正しい理解を深め、暴力の防止と被害者への支援が求められています。

市民アンケート（平成26年度実施）によると、年に数回（3.1%）、週に1回以上（0.5%）という頻度で、女性が配偶者等から「命の危険を感じるぐらいの暴力を受けた」という回答もあり、激しい暴力が日常的になっているような憂慮される事態もあります。

早期発見や支援につなげるためにも、具体的にどのようなことがDVに該当するのか等、なお一層の意識啓発と情報提供を行っていく必要があります。また、子ども、高齢者、障がいがある人等は、それぞれに異なる背景や事情を有することから、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが求められています。

##### 【推進項目】

#### (1) 市民への広報・啓発の推進

- ①DVやセクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差や上下関係など、今日の男女の置かれている社会状況や女性差別意識が根付いた社会的・構造的問題が考えられます。
- ②DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力を未然に防止するため、「女性に対する暴力をなくす運動」の展開、広報・啓発活動を推進します。
- ③早期発見や支援につなげるためにも、具体的にどのようなことがDVに該当するのか等、なお一層の意識啓発と情報提供を行っていく必要があります。
- ④DVをなくし、暴力防止への理解を市民に広く促すためには、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行う必要があります。また、家庭や地域社会、学校教育、幼児教育の場で、命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行い、お互いを尊重し、DVを許さない社会づくりを進めて行くことが重要です。

#### (2) 若年層に対するDV防止の啓発の推進

- ①中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、デートDV防止に関する広報・啓発活動を進めます。

②デートDVは、結婚後のDVにもつながる恐れがあることから、予防教育や情報提供が重要と考えます。

③若年層を対象に暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、予防啓発、教育・学習の充実に努めます。

### **(3) 加害者にならないための意識啓発の推進**

①DVを予防するには、被害者にも加害者にもならないための対策が必要です。特に、加害者になるのは男性が多いことから、男性向けのDV予防の意識啓発に努めます。

### **(4) 高齢者、障がいがある人、外国人に配慮した情報提供**

①DV被害者には、高齢者や障がいがある人、外国人も含まれ、コミュニケーションがうまく取れない場合があります。関係機関との連携で、外国語版や点字版など障がいの有無・年齢・国籍に関わらず誰もが安心して、早期に情報を受け取れるような取組みが必要です。

### **(5) 災害時におけるDV防止の啓発の推進**

①災害時には、避難先での不自由な生活環境の中、不安やストレスを抱え、DVが顕在化しやすい傾向があります。避難所等でもDVを予防するための取組みが必要です。

## **重点目標（2）**

### **DV被害者発見のための連携や相談体制の充実**

#### **【現状と課題】**

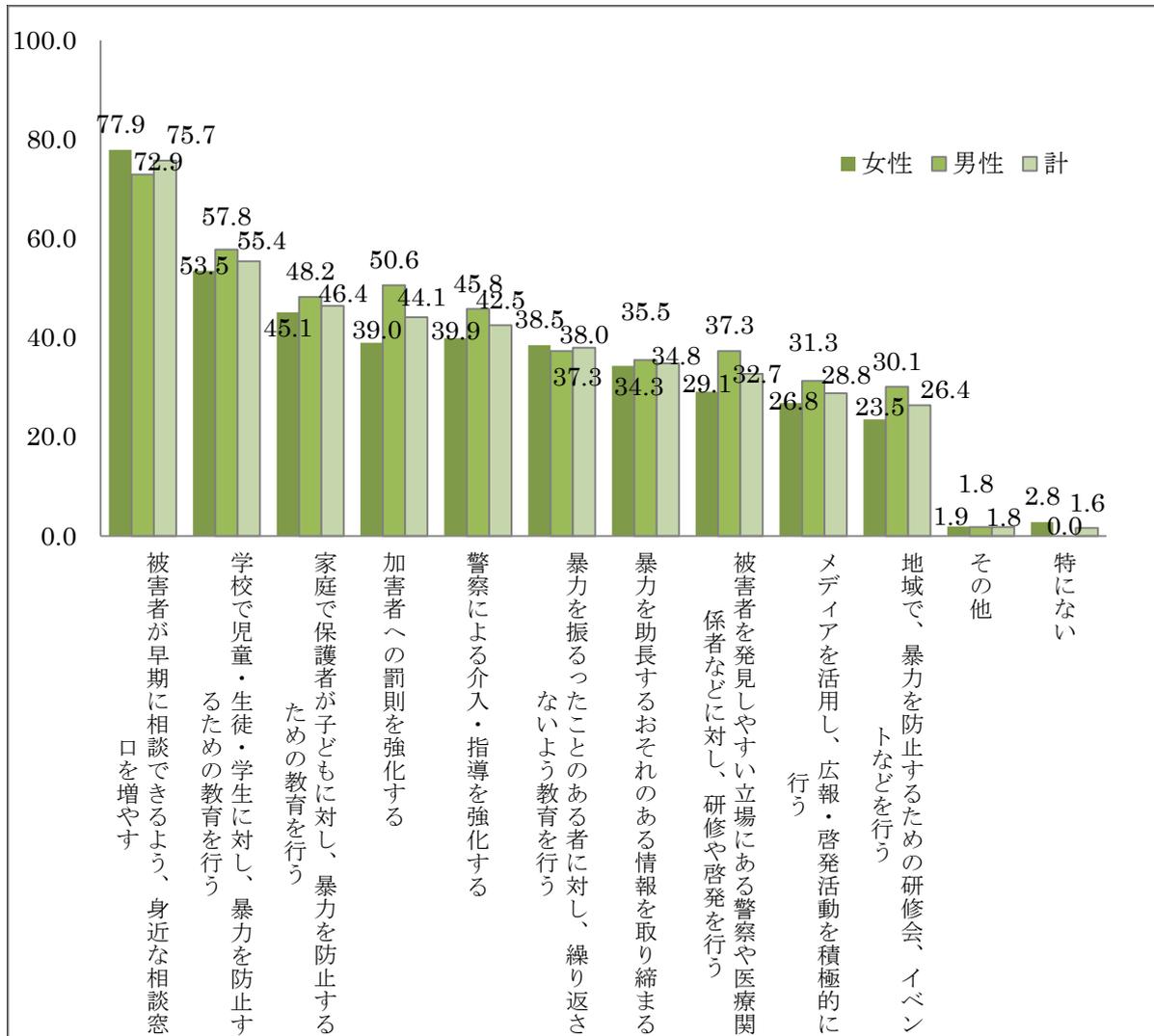
DVは配偶者やパートナーなどの親密な間柄で発生するため、暴力が潜在化しやすく、また、周囲からも個人や家庭の問題として過小にみなされる傾向にあります。このため、周囲の人達が気付いたり、被害者が相談したりするまでに被害が拡大するおそれがあることから、早期発見が重要になります。

被害者の早期発見のためには、市民に対しDVに関する啓発と相談窓口の周知を行うとともに、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関や、保健、福祉、教育機関との協力・連携体制が必要です。DV防止法第6条で、DV被害者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないとされています。

市民アンケート（平成26年度実施）によると、被害者が早期に相談できる身近な相談窓口の確保を求める声が、約8割と高い数値となっています。

このようなことから、不安を抱えたDV被害者が安心して相談できるためには、相談窓口の周知とともに、適切に情報が提供できる体制の充実が求められています。

○女性に対する暴力をなくす方法 (※市民アンケート結果から)



資料：市民アンケート結果

【推進項目】

(1) DV被害者の発見通報体制の整備

- ①被害者の早期発見のためには、市民に対し、DVに関する啓発を行うとともに、相談に対する体制の整備や通報がしやすい体制の整備を図ります。
- ②DV被害を発見しやすい立場にある医療機関や、保健、福祉、教育機関との協力・連携体制の整備を図ります。
- ③DV被害、虐待被害などを早期に発見するために教職員、保育士、保護者等に対して被害者保護の正しい理解や通報の義務について啓発します。

## **(2) 安心して相談できる体制づくり**

- ①DVの相談件数は、平成21年度以降、急激に増加しています。鹿島市では、平成23年度からDV相談窓口を設置し、DVを含め、当人が抱える様々な問題や悩みについて、相談員等による電話相談や面接相談を実施しています。
- ②市民アンケート（平成26年度実施）では、被害者の約8割が誰にも相談できずに我慢していたと回答しています。どこに（誰に）相談してよいかわからなかったという回答もあり、引き続き、相談窓口の周知を図る必要があります。
- ③市民が広くDV相談の窓口があることを知っていただくために、チラシ等による広報、ホームページ等の掲載等により周知を行います。
- ④男性、女性が人目を気にすることなく情報を受け取れるよう、相談窓口の周知に努めます。
- ⑤DVにより、被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会も制限されている場合が少なくありません。DVについて悩みを抱えながらも支援を求められずにいる潜在的被害者に対する相談窓口の周知に努めます。

## **(3) 相談員の資質向上**

- ①相談内容が複雑化・多様化していることから、複合的な支援が求められており、DV被害者の相談、支援に携わる職員の専門知識の習得や研修の充実に努めます。
- ②県や配偶者暴力相談支援センター主催の実務者研修に積極的に参加し、適切な相談支援が実施できるよう相談員の技術向上に努めます。
- ③DVの二次被害を防ぐために庁内関係課等が相互に情報を共有するとともに、関係職員の資質の向上に努めます。

## **(4) 高齢者、障がいがある人、外国人に対する相談体制の充実**

- ①DV被害者には、高齢者や障がいがある人、外国人も含まれ、コミュニケーションがうまく取れない場合があります。事前の相談体制の整備や、関係機関との連携等により、誰もが安心して相談できる体制が必要です。

## **(5) 男性からの相談に対する体制づくり**

- ①市民アンケート結果（平成26年度実施）では、件数は少ないものの男性もDVの被害にあっています。内閣府が平成23年度に行った「男女間における暴力に関する調査」でも、男性の約5人に1人が配偶者からの被害経験があることが分かっています。

- ②女性からの相談に対する支援体制は整備が進み、相談件数も増加傾向にありますが、男性からの相談に対する体制の整備は進んでいません。
- ③男性が加害行為に悩むケースもあることから、男性からの相談に対する受入体制づくりに努めます。

### **重点目標（3）**

## **DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり**

### **【現状と課題】**

被害者とその子ども等の安全確保は第一の優先課題であり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を的確に果たす必要があります。

被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合や、着の身着のまま家を飛び出し、助けを求めてくることもあり、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。そこで、配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追跡への対応等について、情報の共有と情報管理の徹底に努めなければいけません。

被害者は、自立に向けて様々な問題や悩みを抱えていることから、早い段階での相談や早期自立につながるよう被害者が求めている支援を充実していき、被害者に寄り添った相談から自立に向けた支援につなげる施策が求められています。

### **【推進項目】**

#### **（1）保護体制の充実**

- ①被害者が緊急的な避難を要することも考えられる場合には、避難場所の提供や必要に応じた同行支援の実施による安全確保が必要です。
- ②相手の反応が怖かったからという理由で保護命令を申し立てない人や、保護命令制度を知らなかった人も少なくありません。家を出たあとに相手からの追跡や嫌がらせを受ける場合もあり、家を出たあとも被害者の安全が脅かされている現状があります。このことから、夜間、休日等の閉庁時も含め、被害者等の安全確保を常に考慮することが大切です。

#### **（2）個人情報保護の徹底**

- ①被害者の情報については、加害者に漏洩することのないよう、被害者情報の保護・管理の徹底が必要です。
- ②被害者やその同伴する家族の安全を脅かさないよう、警察と連携し、被害者の安全を確保することが必要です。あわせて、相談員等支援者にも加害者からの問合せ

もあることから、被害者と相談員等支援者の安全確保に十分配慮しなければなりません。

③関係各課と個人情報の保護を念頭に連携を図り、情報管理の徹底に努めます。

### **(3) DV被害者の生活再建への支援**

①被害者が保護されてから自立するに至るまで、住居の確保や就業及び子どもの就学や心身のケア等、必要な支援が多岐にわたるため、被害者自身が適切に問題を解決できるよう切れ目なく支援を行う必要があります。

②あわせて、被害者は、離婚や子どもの親権の確保など、法的問題を抱えているケースもあります。無料法律相談などを利用し、離婚調停手続きなど被害者が抱える問題の解決に導き、自立に向けた支援を行います。

③被害者の状況やニーズに応じて各種制度を活用することができるよう適切な情報提供や手続き支援を行うとともに、自立促進のための施策など、それぞれの状況に応じ、きめ細かく継続的な支援をしていきます。

### **(4) 子どもへの支援**

①DVがあった家庭に育った子どもは、暴力を見聞きしたり、虐待を受けたりと、少なからず自らも影響を受けています。心のケアや発達について、被害者と一緒に考え寄り添う支援が必要です。

②被害者の子どもの安全確保については、加害者への対応方法を明確にし、学校や保育所等との連携をさらに強化することが望まれます。

③被害者の子どもの就学については、就学事務担当窓口における情報の取り扱いに配慮する必要があります。

## 第5章 推進体制

1. 推進体制の充実
2. 協働による推進
3. 国・県・近隣市町との連携
4. 企業等との連携

## 第5章 推進体制

本計画の推進については、市民、事業者及び鹿島市が、男女共同参画社会を理解しその重要性を認識するとともに、積極的に取り組むことが必要です。鹿島市は推進体制を強化するとともに事業所やCSOとの連携・協働も強化する必要があります。

また、市民、事業者は男女共同参画の推進に寄与するよう努め、鹿島市が行う施策に協力するものとします。

### 1. 推進体制の充実

○男女共同参画社会の実現のために、調査及び検討を行い、計画を推進します。

○男女共同参画に関する関係各課の連携の充実を図り、施策を効果的に推進します。

○市役所内部における男女共同参画に関する取り組みを推進し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」といった男女がともに働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、市役所内部における男女共同参画の意識改革を促進し、その視点に立った施策を推進します。

### 2. 協働による推進

○施策の推進にあたっては、市民、事業者の取り組みを後押しして、市民との協働により男女共同参画を進めます。

### 3. 国・県・近隣市町との連携

○国・県・他市町の動向を注視して情報交換に努め、整合性を保ちながら効果的な施策を展開します。

### 4. 企業等との連携

○労働分野における男女共同参画の推進を図るために、事業者と連携を図り、協力を求めます。